

議案第50号

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年6月1日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

こども家庭庁の設置により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚
生労働省令）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出
するものである。

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第24条（略） （保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>第26条（以下略）</p>	<p>第1条—第24条（略） （保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>第26条（以下略）</p>